府沖振第１２号

沖縄国際交流体験促進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和５年２月６日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄国際交流体験促進事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　沖縄国際交流体験促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、沖縄県内の学校機関の教育活動と連携して行われる、沖縄在住の外国人家庭へ滞在するホームステイや日帰り交流といった国際交流体験事業の経費の一部を補助することにより、県内の児童・生徒の国際交流体験の取組を促進し、県内児童・生徒の国際理解及び外国語習得への関心の高まりを目指し、ひいては沖縄における卓越した外国語能力及び国際理解力を持つ人材の増加に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、別表の事業名の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

（補助対象経費及び補助率）

第４条　補助事業に係る補助対象経費及び補助事業に係る補助率は、別表の補助対象経費並びに補助率の各欄に掲げるとおりとする。

（申請手続）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式１による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

２　前項の交付申請をするに当たって、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第６条　大臣は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査の上、交付すべきものと認めたときは、適正化法第６条の規定に基づき補助事業者に補助金の交付決定を行うものとする。

（交付決定の通知）

第７条　大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第８条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、様式２による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式３による交付申請の取下げ書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第９条　大臣は、第15条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第４号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

２　補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式４による精算払請求書を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式５による概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第 10 条　補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認）

第 11 条　補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式６による申請

書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
(1)　補助対象経費の額の配分を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更（補助対象経費の 10 パーセント以下）の場合を除く。
(2)　補助対象事業を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更の場合を除く。
２　第７条の規定は、第１項の場合に準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式７によるものとする。
３　大臣は、第１項の規定による申請書を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）
第 12 条　補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式８による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）
第 13 条　補助事業者は、四半期（第４・四半期を除く。）ごとに様式９による状況報告書を作成し、当該四半期終了後 30 日以内に大臣に提出しなければならない。

（実績報告）
第14条　補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに様式 10 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
２　第５条第２項ただし書きに該当する補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助対象経費から減額して提出しなければならない。
３　第５条第２項ただし書きに該当する補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式 11 による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）
第 15 条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条の規定に基づく変更交付決定の通知をした場合は、その通知された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 12 による補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。なお、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応

じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 16 条　大臣は、第 12 条第１項に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条第１項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)　補助事業者が、適正化法、施行令、その他の法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、大臣は補助事業者に対し、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　大臣は、第１項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第３項の規定を準用する。

（財産の管理）

第 17 条　事業実施主体の長は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　事業実施主体の長は、取得財産等について様式 13 による取得財産等管理台帳を整え、管理しなければならない。

３　事業実施主体の長は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条に定める報告書に様式 14 による取得財産等明細表を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第 18 条　事業実施主体の長は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が１件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても大臣の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　事業実施主体の長は、取得財産等の処分を行おうとする場合は、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について（平成 20 年５月 27 日府会第 393 号）により申請書を提出し、承認を得なければならない。

（補助金の経理）

第 19 条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第 20 条　補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請時に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第 21 条　前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この決定は、令和５年４月１日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人の場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のあるもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

（１）補助事業者として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）補助事業者として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を取引の相手方としません。

３．取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。